

○出水市児童生徒就学援助に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる同法第18条に規定する学齢児童（以下「児童」という。）若しくは学齢生徒（以下「生徒」という。）又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条に規定する就学予定者（以下「就学予定者」という。）の保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、小学校、中学校及び義務教育学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、市が設置する小学校、中学校若しくは義務教育学校に在学している児童若しくは生徒の保護者又は市が設置する小学校若しくは義務教育学校前期課程への就学予定者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、就学予定者の保護者で、第1号に該当する者のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助を受けている者を除く。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）

(就学援助の種類)

第3条 就学援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないものに限る。）
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 修学旅行費
- (6) 通学費

- (7) 体育実技用具費
- (8) クラブ活動費
- (9) 生徒会費
- (10) P T A会費
- (11) 医療費
- (12) 学校給食費

2 要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている保護者に対する就学援助の種類は、前項の規定にかかわらず、同項第5号及び第11号に規定するものに限るものとする。

3 就学予定者の保護者に対する就学援助の種類は、第1項の規定にかかわらず、同項第4号に規定するものに限るものとする。

(就学援助の給付額)

第4条 就学援助の対象となる給付額は、別表のとおりとする。

(申請)

第5条 就学援助を受けようとする者のうち、児童又は生徒の保護者は、就学援助費申請書（児童生徒用）（第1号様式）により、学校長を経て、市長に申請しなければならない。この場合において、学校長は、次に掲げる書類を作成し、当該申請書に添付しなければならない。

- (1) 要保護者及び準要保護者世帯票（第2号様式）
- (2) 学校長の意見書（第3号様式）
- (3) 申請児童生徒名簿（第4号様式）

2 就学援助を受けようとする者のうち、就学予定者の保護者は、就学援助費申請書（就学予定者用）（第5号様式）により、直接市長に申請しなければならない。

3 第1項及び前項の申請書には、就学援助を受けようとする者及びその者と生計を一にする者について、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収入及び市町村民税の状況が確認できる書類
- (2) 同意書（第6号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 前項の規定にかかわらず、市長は、申請書の記載事項に基づき同項第1号又は第3号に掲げる書類の内容を確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(認定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、出水市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、当該申請について審査を行い、認定の適否を決定し、その結果を、児童又は生徒の保護者に対しては学校長を経て、就学予定者の保護者に対しては直接、認定（決定）通知書（第7号様式）又は要保護・準要保護者審査結果（第8号様式）により、通知するものとする。

(給付の方法)

第7条 就学援助の給付は、前条の規定により就学援助の対象者として認定を受けた者（以下「受給者」という。）又は受給者から請求及び受領について委任を受けた学校長に支払うことによつて行うものとする。ただし、医療費については、別に定めるところにより、医療機関に支払うことによつて行うものとする。

(届出)

第8条 受給者は、第5条の規定による申請内容に変更があったときは、速やかにその旨を児童又は生徒については学校長を経て、就学予定者については直接、教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の認定を取り消すものとし、児童又は生徒については学校長を経て、就学予定者については直接、認定取消通知書（第9号様式）により通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 給付の目的以外に使用したとき。
- (3) 虚偽その他の不正の手段により就学援助を受けたことが判明したとき。

(返還)

第10条 市長は、前条の規定により就学援助の認定を取り消したときは、既に

給付した就学援助の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月13日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の出水市児童生徒就学援助に関する規則(平成17年出水市教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(学校給食費に係る就学援助の給付の特例)

3 災害その他の事由により学校給食が実施できない場合において、当該学校給食が実施できない期間における別表の規定の適用については、同表3の項給付額の欄中「学校給食費として保護者が負担する」とあるのは「学校給食を実施したものと仮定した場合に学校給食費として保護者が負担すべき」とする。

(平24教委規則4・追加、平27教委規則6・一部改正)

附 則(平成19年3月30日教委規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月27日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月7日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年5月6日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 10 日教委規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成 25 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に平成 22 年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成 22 年法律第 19 号）に基づき子ども手当の支給を受けた者の収入にあつては、第 1 号様式 3 公的扶助等による収入中「児童手当」とあるのは「児童手当、子ども手当」と読み替えるものとする。

附 則（平成 26 年 10 月 2 日教委規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 2 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 2 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 1 日教委規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 2 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 8 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 6 日教委規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 年 月 日教委規則第 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の出水市児童生徒就学援助に関する規則の規定は、同日以後に申請があつたものについて適用する。

別表（第 4 条関係）

種類	給付額	備考
----	-----	----

	(児童生徒1人当たり)	
1 学用品費	児童 11,100円 生徒 21,700円	
2 通学用品費	児童 2,170円 生徒 2,170円	新入学児童生徒学用品費を給付する場合(第3条第3項の規定により、就学前に給付をした場合を含む。)は給付しない。
3 校外活動費	児童 1,510円以内 生徒 2,180円以内	宿泊を伴わないものに限る。
4 新入学児童生徒学用品費	児童 19,900円 生徒 22,900円	第3条第3項の規定により、就学前に給付した場合は給付しない
5 修学旅行費	修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	
6 通学費	出水市通学補助金交付要綱(平成18年出水市告示第163号)第3条第1号の表アの項に掲げる補助金の額に相当する額	
7 体育実技用具費	生徒 4,600円以内	
8 クラブ活動費	児童 1,000円以内 生徒 18,000円以内	
9 生徒会費	生徒 1,200円以内	
10 PTA会費	児童 3,290円以内	

	生徒 4,070円以内	
1 1 医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号） 第8条に規定する疾病の 治療に要した医療費の自 己負担額	
1 2 学校給食費	学校給食費として保護者 が負担する実費	